

1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、（1）修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備と（2）計画的な保存・継承の取組を推進するため、5か年計画（令和4年度～令和8年度）を策定。

4. 重点的な取組内容

（1）文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の生産支援の拡大
：5分野（R3）→25分野（R8）
- 文化財修理に不可欠な原材料のリスト化・公表、生産支援を通じ安定供給につなげる
- 国指定文化財建造物の修理機会における需要創出（伝統的な和紙や畳の活用等）
- 関係省庁との連携
：地域特産作物としての原材料の生産体制の強化、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（農林水産省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）等

（2）文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について選定保存技術保持者・保存団体の拡大
- 保持者・保存団体の複数認定を積極的に行うとともに団体認定を推進
：58人34団体（R3）→80人47団体（R8）
- 後継者が一人前になるまでの研修に必要な原材料の確保等に係る経費を措置
：110万円（R3）→210万円（R4～）
- 選定保存技術に親しみを持ってもらえる通称を付与、文化財修理技術者や用具・原材料生産者を対象とする表彰制度を創設
- 「修理調査員」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化
- 国立の「文化財修理センター（仮称）」の設置に向けた検討を順次推進

（3）文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、必要な事業規模を漸次確保

年間修理事業件数 （予算ベース）	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物（木造）	137件	161件	建造物（木造）：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ

適正な修理周期に基づく年間修理件数

建造物	：維持修理30年、根本修理150年
美術工芸品	：概ね50～100年（材質による）
史跡等整備	：概ね30年

- 防火・耐震対策の推進

：防火：27件（R3）→147件（R8）

耐震：38件（R3）→169件（R8）※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）

- 国指定文化財について分野・対象を広げて長期的な修理需要予測調査を推進
- 必要な事業規模を確保した上で文化財修理等に係る多様な資金調達の活用